

# お知らせ

国土交通省が皆様のご協力により進めております、一般国道13号改築工事（福島西道路）については、令和六年三月十二日付けで土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

## 記

- 一 事業認定の告示があった土地
- イ 収用の部分  
福島県福島市松川町浅川字町下並びに平石字両日森、字山発田、字吉治森、字町畑、字西久保、字熊清水及び字大縄並びに小田字関根、字東新田ノ目、字向田、字扇田、字西新田ノ目、字光谷及び字並柳並びに大森字南街道端及び字鳴神地内
- ロ 使用の部分  
福島県福島市松川町浅川字町下、字町頭、字入り、字若宮、字西森、字西窪、字高野及び字赤柴並びに平石字明石場、字牛坂、字両日森、字山発田、字吉治森、字吉治下、字町畑、字西久保及び字大縄並びに小田字関根、字東新田ノ目、字向田、字扇田、字西新田ノ目、字光谷及び字並柳並びに大森字南街道端及び字鳴神地内  
(注)この土地を表示する図面は、福島市役所建設部路政課でご覧ください。
- 二 土地価格の固定について  
前記一の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 関係人の範囲の制限について  
事業認定の告示があった日以後に、前記一の土地に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 四 損失補償の制限について  
事業認定の告示があった日以後に、前記一の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ福島県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 五 裁決申請の請求について  
裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。
- 六 補償金の支払請求について  
前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記五の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 七 明渡裁決の申立てについて  
明渡裁決の申立ては、前記一の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接、福島県収用委員会あてにすることができます。
- 八 パンフレットの配布について  
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるとき補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所用地第二課又は福島市役所建設部路政課においでくだされば配布いたします。
- 九 その他不明な点については、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所用地第二課（福島県福島市黒岩字榎平三

六【電話〇二四（五三九）六一二四】に照会ください。